

岐阜県公報

第二千四百七十七号
平成二十五年九月六日

(金曜日)

目次

告 示

平成二十五年臨時種畜検査の期日、場所等
道路の区域変更

(畜産課) 五九一
(道路維持課) 五九一

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

(収用委員会) 五九二

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

瑞浪都市計画の図書の縦覧

岐阜県収用委員会の審理の開始

(環境生活政策課) 五九三

(同) 五九三

(商業流通課) 五九四

(同) 五九四

(都市政策課) 五九五

(収用委員会) 五九五

告 示

岐阜県告示第四百二十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定により平成二十五年臨時種畜検査の期日、場所等を次のとおり定めたとおり定めたとおり、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

検査の期日	検査場所	検査の種類
平成二五・一〇・三	美濃加茂市前平町 岐阜県畜産研究所	豚の臨時検査

岐阜県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十五年九月六日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲朗

県道							
福白岡川線							
同市同字同三〇 六八番一地先まで		中津川市福岡字上新田三〇 六三番七地先から		中津川市福岡字上新田三〇 三八番一地先地内		同市同字同三〇 九九番三六一地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前
四・八 一〇・九	四・二 九・六	五・六 九・三	四・三 八・〇	七・七 八・六	六・五 七・八	五・八 一〇・八	四・四 一〇・八
八四・三	八四・三	五・〇	五・〇	一六・〇	一六・〇	六・八	六・八

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・五・三百二号柳津日置江線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県岐阜市柳津町高桑西五丁目

地番	地目		積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
一四番	田	雑種地	五〇五	五〇・九	一・五
二五番	田	雑種地	五三	五三・五	二・五
二六番	田	雑種地	八〇一	七九・三	六・三

(注) 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	所
横山 公一	岐阜県岐阜市沖ノ橋町三丁目六番地	

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
萬壽堂製菓合資会社	岐阜県岐阜市沖ノ橋町三丁目六番地	土地に関する所有権以外の権利の種類不明、ただし賃借権又は使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十五年八月二十二日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年八月七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マリアの丘

三代 表 者 の 氏 名 貞銅 八千代

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市三井北町四丁目二〇六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、有料老人ホーム

の設置・運営及び管理に関する事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業、高齢者及び障害者の日常生活・就労等の支援に関する事業、高齢者及び障害者と地域住民との交流会等の企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チュラサンガ

三代 表 者 の 氏 名 堀 英明

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市寺田八五二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、不登校・社会的引きこもりや身心に障がいを持つ人々に対して教育や就労支援、居場所・宿舎

の提供などを通じて社会に対応できるようにする援助活動に関する事業を行い社会教育、福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すまいるはうす

三代 表 者 の 氏 名 河田 道敏

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市東改田三六九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して地域生活支援に関する事業を行い、障害者のための学習、労働、生活の場を地域の中に確立し、地域福祉の増進を図るとともに、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キッズスクエア瑞穂
- 三 代表者の氏名 榎浦 良子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市馬場春雨町一丁目四九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもを人格ある社会の一員と位置付け、生の舞台芸術の鑑賞や、自然や人との関わりの中での体験活動・集団活動・文化活動を推進することを通して、地域に豊かな子ども文化を育て、広げ、未来の地域を担う子ども達の豊かな成長に寄与するとともに、おとなもともに育ち合うことを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護まめ家
- 三 代表者の氏名 伊永 紳一郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町神楽四九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者に対して地域生活の支援に関する事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。また、これらの活動に団体、個人などが参加することにより安全で活力のある町づくりを寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年九月六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日 平成二十五年八月二十二日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社本巢ショッピングワールド
- 三 建物の名称及び所在地 LCワールド本巢
- 四 変更しようとする事項 本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 二六箇所
(変更後) 二七箇所

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年九月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課に

において縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) アルペン中津川茄子川店

中津川市茄子川字堤下二〇七七番一八 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年九月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ北方高屋店

本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目六番 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

瑞浪都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

瑞浪都市計画下水道

瑞浪市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞浪市建設水道部上下水道建設課

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。

平成二十五年九月六日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

岐阜県

二 事件名

岐阜都市計画道路事業三・五・三百二号柳津日置江線

三 期日

平成二十五年九月十九日(木) 午前十時から

四 場所

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁二階大会議室

平成二十五年九月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社